慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	カール大帝のテスターメントウム
Sub Title	The testamont of Charlemagno
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.1 (1955. 1) ,p.58- 67
JaLC DOI	10.14991/001.19550101-0058
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550101-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カール大帝のテスターメントウム

宇尾野　久

『全能なる主、神の御名において、父と子及び聖靈の名において、最も光輝ある又最も敬虔なる君主カール・インペラトール・アウグストゥスが、吾等の主イエス・クリストの降誕から八一一年目、フランクでその統治の四十三年目、そしてイタリアでのその統治の卅六年目、また帝國の十一年目、第四回目の通告で、敬虔且つ聰明なる思慮により、この日宮廷で見出されしその財寶や金錢について處置するように決定し且つ神の御惠みによつて完了せる分割と分配（は左の如し）。

それを行うに當り、君主（カール）は、クリスト教の慣習にしたがい、施與の形で（eleimosynarum largitio）、その財産の秩序立つた合理的な分配を確保することを欲したのみならず、なおまたとりわけその嗣子たちが、何等の曖昧さもなく、明瞭に彼等に歸屬するものを知りうるように、また彼等の間に

爭や紛爭なしに公平な分配で配分し得るよう欲せり。

この意向と計畫に從い、金や銀や寶石及び宮廷の裝飾品の形で、上述の如く、この日王室内で見出され得たすべての財寶や調度品を最初に三つに分けることによつて手始めとせり、次いで同部分を細分し、二つ（三分の二）の部分から廿一の部分をつくり、三分の一を完全に保留せり。かつまたこの二つの部分を廿一の部分に分割せるも君主（カール）の王國内に大司教在住都市が廿一あることは周知のところであり、この（廿一の）部分の各々が（カールの）相續者やその友好者たちの手により各大司教在住都市に施物（eleymosynae［ἐλεημοσύνη］）の名で交附されるよう、またその際教會の支配者たる大司教がその教會に與えられし部分を受取り、その三分の一が教會のものであり、他の三分の二がその補佐司教たちの間で分配さるるが如き方法にてその補佐司教たちと分配に與る如き具合に決定せり。

最初の二つの部分から作られ、且つ大司教在住都市の數廿一に倣えること明らかなるこの分け前は、一々別々に分けて封印され、引き渡さるべき都の市［名の］上書きを附し秘藏すべし。之等の施與若しくは惠與がなさるべき大司教在住都市の名は左の如し――Roma, Ravenna, Mediolanium, Forum Julii, Gradus, Colonia, Mogontiacus, Juvavum（別名 Salzburg）, Treveri, Senones, Vesontio, Lugdunum, Ratumagus, Remi, Arelas, Vienna, Darantasia, Ebrodunum, Burdigala, Turones, Bituriges.

尚それを完全に留保せんと欲する三分の一は左の次第なり。

・上記の分割で配分され又封印さるる三分の二と異り、この三分の一はいかなる誓約もその義務により、所有者の支配より、奪い去るよう拘束せざる［奪い去り得ざる］財物を含み、その所有主が生きており、その使用を自己に必要と判斷する限り、日々の使用に向けらるべし。その者［所有者］の死後、または此世の事物の勝手な放棄［遁世］の後は財産のこの部分は細分により四つに分かたるべし、かくてその四分の一は上述の廿一の部分に追加され、他の四分の一は息子や娘に、またその子等の息子や娘達に引き繼がれ、その者達の間に公平にかつ合理的に分割さるべし、第三番目の四分の一は、クリスト教の慣習に從つて貧民に支給され、第四番目の部分は、同じ方法にて、宮廷の御用を勤むる男女の奴婢共に救濟を分ち與うる施物の名目にて與えらるべし。

他の三分の二と同樣、金や銀から成る財産總額のこの三分の一に對し、王は、青銅や鐵やその他の金屬から成るすべての容器や器具を、武器や衣服や寢臺を圍むカーテン、ガウン、絨毯、フェルト、なめし皮、マントの如き高價なまた廉價ないろいろな使用にあてられている家具とともに、―それから多くの部分に分かち且つその施物の支給が多くの人々にゆき渡り得るよう―この日王宮でまた衣服庫で發見されたものをいずれも追加するように定めたり。

禮拜堂、すなわち、教會奉仕の財産に關しては、君主が自ら齎らし、蒐集せるものも、父からの相續でうけついだものも、それらが手をつけられずにおり、また何等分割によつて分けられない［分割の對象にならない］ように決定せり。しかし君主より同禮拜堂に引き渡されざりしこと明白なる容器や圖書や他の裝飾品が發見された場合には、それらを所持せんと欲せる者は正當に評價されし價格を支拂つて、それらを買いうけ且つ所持すべし。

同樣に君主が書庫に大量に集めし圖書についてもそれを所持せんと欲する者から公正な價格で（justo pretio）あながわれ、且つその對價が貧民に支給されるよう決定せり。

爾餘の財寶と富のうちに著しい大きさと目方のある銀の三つの表と金の一つの表が在ることは確かなり。之等の表のうちの一つは四角形で、コンスタンチノープル市の見取を表わし、そのために豫定されし他の奉納物とともに至福なる使徒ペテロの宮殿にあてローマに送られ、またその圓形がローマ市の姿をかたどれるも一つの表はラヴェンナの教會の司教(1)に渡さるるようこれらのものにつき決定し且つ命ぜり。かくて結合せる三つのサークルから成る全世界［宇宙］の見取［地圖］(2)が優雅で繊細な表現で描かれ(3)、ほかの點でもまた細工の點で最も美しくかつ目方の點で多くの重さに秀でた［一番目方のある］第三の表と第四のものと指示された金の表を第三のかの［部分にして］またその相續人達の間に及び施物［の形］に分たるべ

き部分に加增さるるよう決定せり。このとき居合すことを得、且つ次の署名がなされし司教、修道院長及び伯の面前でこれらの決定と處置を準備し且つ決定せり。

司教 Hildeboldus, Richolfus, Arn, Wolfarius, Bernoinus, Laidradus, Johannes, Theodulfus, Jesse, Heito, Waltgaudus.(4)

修道院長 Fridugisus, Adalungus, Engilbertus, Irmino.(5)

伯 Walah, Meginheri, Otulfus, Stephanus, Unruocus, Burchardus, Meginhardus, Hatto, Rihwinus, Edo,(6) Eroangarius, Geroldus, Bero, Hildigernus, Hrocoolfus.

之等はすべて(7)君主の嫡子にして、聖意によりその後繼者たる Hludowicus (Ludwig) が閲覽し、君主（カール）の死後できるだけ速かに且つ短期間にすべての箇條を熱心に遂行するよう心がくべし。(8)』

Texte A¹ (la copie du manuscrit 510 de la Bibliothèque nationale de Vienne (Autriche)) を底本とし、Texte A² (la copie du manuscrit 529 de la même bibliotheque de Vienne) 及び Texte C (la copie du manuscrit latin 10758 de la Bibliothèque nationale de Paris (p. 305—328 et p. 337—339)(9) を參照し、Louis Halphen が編修した "Éginhard, Vie de charlemagne." 1947 はすでに定本として屢々引證されているが、冒頭に掲げたシャルマ

ーニュのテスタマンはその第三十三章の主内容を成している。

このテスタマンの日附は上述の如く八一一年となつている。そのために八一三年に創設されたメトロポール (Narbonne) にはこのテスタマンは適用されぬことになるので "Rome, Ravenna, Milan, Frioul, Grado, Cologne, Mayence, Salzbourg, Trèves, Sens, Besançon, Lyon, Rouen, Reims, Arles, Vienne, Talentaise, Embrun, Bordeaux, Tours, Bourges. の廿一のメトロポールに Narbonne を加えて廿二にふやさねばならない。(10)

このテスタマンで指示されている遺産の分配方法は一つの理想的なモデルであるとともにシャルマーニュの寛大さを誇示するものとしてうけとられるがしかし十分の一税に關してもすでに類似の方法で四分され、その總額の四分の一ずつが desservant, église, évêque, pauvres に分與されていた。(11)しかし乍らクリスト教の作法が强く前面に出ている點で、たとえそれをくつがえすものではなく、且つ亦それに矛盾するものでなくともサリカ法典の五十九章 (De alodis) の規定を其まま踏襲するといつたものではない。更にまたこのテスタマンでは Jus hereditarium に從うと言う文言はどこにもなく (CL. nr. 19. K. 134. H. Brunner, D. R. 1Bd. S. 106.) 未だ中世法の形をとつていぬのでザクセン・シュピーゲル第三—六條の如きものでもなく、この遺言の前書に示されたようにその相續人たちの間に紛爭なく財産の分配を完了するようにとの道德的義務の尊敬に對する子供達の面前で行われた說得の意圖があるとしても强制的ではない。更にここではその子等への領土や主權の分割について何等語つていない。このようにクリスト教の傳習にみちびかれて教會への寛大さと惠みとに充ちた章句は全く一つの示唆としてまた範例として示されている。(12) この際アインハルトの性格や生活並びに社會的地位からシャルマーニュの財寶を誇示する意圖がひそんでいたとすることは行き過ぎになるように思われる。「ヴィタ」全體の構成からしてアインハルトはスィトニウスに鼓吹され、現實にあまり意味をもたしめぬ否定的な觀察を行い、典據の嚴密性にはあまり關心をもつていない。尤もこのことはこの當時八—九世紀の人々には一般的なことであつた。(13)

例えばシャルマーニュがコンスタンチノープルの皇帝たち Nicéforus, Michahel, Leo. から屢々使節の訪問をうけ、これらの皇帝が自發的にその友好と同盟を結ぼうとしたようにのべている(14)がアルファンは之に對してこのことは混亂した方法と不確實な價値の資料でしか認め得ず、アインハルトが正しく目前のテクストを說明したかは疑わしいとさえ述べている。

しかし乍らこのことから恰もアインハルトがスウエトニウスに導かれつつ神の啓示によつて歷史を塗りつぶしたとすることはできない。

この「ヴィタ」の第十六章は後代ゆがめられてカールの聖地へのクロワサードの物語りさえ生んでいるので特に注意を要す

る(15)がしかしこのような事態はむしろシャルマーニュ自身に對する幻想から發したものであり、アインハルトにその責を負わすことは行きすぎとなろう。

次に掲げた中世的平面球形圖は、シャルマーニュのテスタマン中にみられる世界圖の寫しであるとの理由で、前述の H. W. Carles Davis, (M. A.) "Charlemagne" の中で引用されたものであるがその出所が明示されず、單にシャルマーニュの遺言中で確認されるとの說明だけでは極めて不確實なものと言わねばならない。

左の圖に現れる『話で住んでいると言われている地球の反對側に居つて脚底相對する住民』("antipodes fabulosores inhabitate") とは一體何んであろうか？ プトレマイオスの『世界』での『未知の土地』"Terra incognia" の住民に相當する譯であるがしかし右の地圖はテスタマン中の註(2)(3)で註記したプトレマイオスの世界圖並びに宇宙圖の何れに對しても關連性をもたない。ハインリッヒ・ブルシナーの述べるようにゲルマーネンに知られておらなかつたテスタマンの形式をクリスト教文明に媒介されて採用したカロリングのルネッサンスは、たとえ宮廷、貴族、聖堂を中心とした狹い範圍のものだとしても七七六年頃の聖職者 Beatus のデザインによる幻想的な地圖の普及を一時的にせよ阻止していたように思われる。そしてプトレマイオスのシステムによるより科學的な古代の健康な思想を恢復した。しかし乍ら左の地圖には何等此樣な傾向が

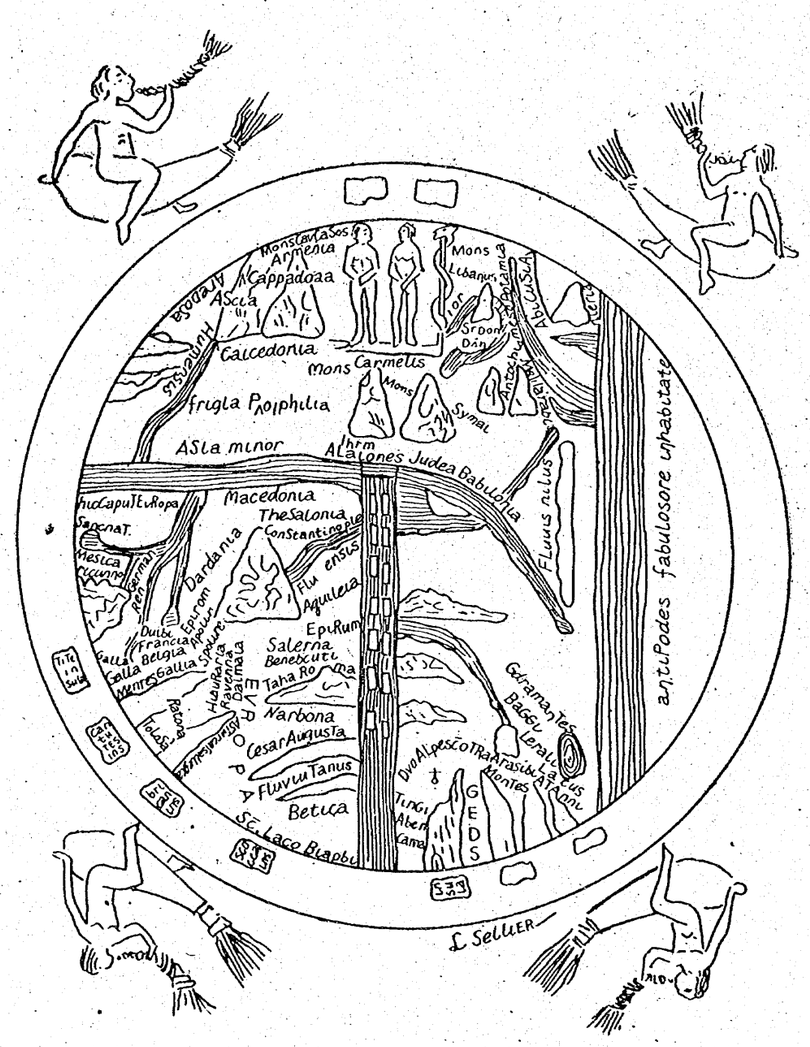

見られず、むしろクリスト教への固定的な考えが表現されている。（附記參照）

さらにまた一體右の地圖がシャルマーニュのテスタマン中の圖表のどれにあたるというのであろうか？

上述の如くテスタマン中の銀の三つの表と金の一つの表は

一、コンスタンチノープル市の見取がトレースされた四角形の表。

二、ローマ市の姿が描かれた圓形の表。

三、三つのサールで全世界の見取が美しく描かれた表。

四、金の表、であり何れも夫れ自體で完結したものである。右の中で第三表が之に相當するわけであるがこの銀の表について Bertinianus がのべている如く之は㈠大地、㈡天界、㈢恆星の世界が一表に集合されたものでなければならない。しかるに右の圖表では㈠についてしか表現されておらず、一應ヨーロッパ、アジア、アフリカの三つの圏に象徴的に分離されては居るが他の天界を表徴するものが存在しない。

したがつて之もやはり中世におけるシャルマーニュの "souvenir"（回想）から發したものであろう。尤もこのことは右に掲げた原圖の作者に對してではなく、シャルマーニュを描き出すことに強く關心をもつたと思われる H. W. Carles Davis が、無條件にこの中世地圖をシャルマーニュのテスタマンに結びつけ、この地圖を "Charlemagne owned a copy of the map and it is reckoned in his will among his principal treasures."(16) というふうに扱つたことに對して言わるべきことである。

Annales Laurissenses は八〇六年の出來事につき『その〔三人の〕息子たちの間で確立され、維持さるべき平和につき、また彼等の一人一人が知るように、彼等が生き永らえたならばその部分を支え且つ統治せねばならない三つの部分に分かたるべき王國の分割につき、爭なく完全に、皇帝はフランクの貴顯たちと（Cum primoribus et optimatibus）集會をもつた。この分割につき遺言がつくられ、またフランクの貴顯たちの誓によつて確認され、平和の確立を保持する誘因が作られ、且つこれらのすべてが文字にしたためられた。そしてそれに副署するようアインハルトによつて敎皇レオに使された。』（Migne, ibid., p. 466）と述べている。したがつて八一一年のテスタマンは事實上は二回目のものである。つまり八〇六年のこの領土の分治後、三人の息子の長兄のカールは八一一年に卅五歳で歿し、またイタリアの王ピピンはその前年卅三歳で歿したので二回目のテスタマンが作られることになつたのであろう。したがつて八一一年のテスタマンの日附はアインハルトに大して關心をもたれていないが、彼がこの年の Annales の記事に『とかくするうち、年長に生れた皇帝の息子カルルスは十二月四日に死亡せり。』（Migne, ibid., p. 476）とあることからその後老齡のシャルマーニュはルドヴィッヒ（ルゥイ）を王位繼承者として作成したと考えられる。若し息子のカルルスが存命中なら

ばテスタマン中にその名が出る筈だからである。

以上のテスタマンが何故重要視されるのであろうか？　勿論この中にカロリングの未來に對するカールのペルスペクティヴが潜むと考えられるからである。ことに八〇六年のそれはこのペルスペクティヴに對する大きな礎石になつている。しかし乍らアインハルトの示したものは領土の分割の示唆にすぎずそれ以上に出ない。勿論この三人の中から帝位の繼承者がでる筈であるが、その者が明示されておらず、結果から言つてカールは生涯その帝位を保持したわけであり（これによつて一つの世界としての嘗ローマ帝國にみられる如き東西ローマの皇帝の並存は起らず）王國分割の傳統は皇帝權に適用されなかつた。したがつてカールはその息子の誰か一人に帝位を讓ろうと考えていたとカルメットは述べている。(17)

しかし乍らこのような結果論は安易はすぎはしないであろうか？

シャルマーニュが帝位に大した意味を置かなかつたことを別としても(18)八〇〇年の戴冠の當時からすでにヴィザンツに對する空氣はかなり重苦しかつたようである。ルゥイ・アルファンによるとアインハルトの「ヴィタ」の廿八章の傳說は、最初は知られておらず、もつと古いテクストには缺けており、ヴィザンツの戴冠に對する反應があらわれたのちに挿入されたものであり、この反應はアインハルトにいち早く傳わつたようである。(19)

ヴィザンツとの關係がそのような事態であるとすればシャルマーニュはその後イレーネやニケフォロスとの錯雜した關係を調整することに努めた譯であり、無用な摩擦はおそらく出來得る限りさけたであろう。殊に西ヨーロッパの異邦人（ノルマン・アラブ）の侵寇はかなり激しかつた。事態がそのようであつたとすれば、八一一年のテスタマンでも帝位の繼承は當然明示される筈がなく、これらのテスタマンから王國分治（若しくは Vasallenstaat）の問題を超えて帝位繼承の展望を與えようとすること自體が問題である。八〇六年の王位繼承くの展望はカルメットの努力にも拘わらず唯一人の後繼者を見出すという方向ではこのような大きな障壁につき當らざるを得ない。つまりそのような方向での王位繼承はシャルマーニュの戴冠の日からヨーロッパに重くのしかかつた帝位問題と極めて緊密かつデリケートな關連にあつたと思われる。

『王冠の運命、帝冠の運命、どうして人はこのことを考えなかつたのか？』と設問し、(20) 八〇六年の王國分治を檢討したのち、どこにもその示唆を認め得ぬ結果『シャルマーニュはその生涯を通じて帝權を自分で保持したのだからその子供達の一人にそれを讓るつもりであつたことは全く明白であつた。』（傍點カルメットのイタリック體）(21)と逆推するカルメットの方法が以上のテスタマンの全貌からあらためて檢討されねばならない。

カルメット程の碩學が求めて得られぬ證左が「カピトラーレ」「ロワヤール・アナル」「テスタマン」（ヴィタ）の何れにも見出し得ぬとすればその方法自體が問題となろう。

カロリングの經濟、政治、文化、聖界の檢討の後に "Les perspectives d'avenir" を與えようとしたカルメットの業績は正にフランス史學の精髓として祝福さるべきであるが無批判な權威への追隨は反省されねばならない。そしてそれこそがカルメットの學えようとするフランス史學のエスプリではなかろうか？

附　記

事情の異るローマについて "The Theodosian Code," by Clyde Pharr. (Title 19—25) 1952. 並びに廣口勝彥教授、"Captatio" 「遺産ねらい」（西洋古典學研究）第二輯、は興味深く讀まれる。

尙小島榮次教授の御好意により H. W. Carles Davis の引用せる中世平面球形圖は "T-O map" と呼ばれる註記 Beatus のデザインから發する "The (Beatus) 'Turin' map of C. A. D. 1150." と全く同系統のものであることが判明した。(Beazley, The dawn ofmodern geography. Vol. II, p. 552—p. 553.) この種の地圖は現在十種類知られており年代的には、左の如く九七〇年より一二五〇年に亙つている。

1) 970. The work of a copyist named Obeco.
2) 1027—1072. 'St. Sever' (now in Paris).
3) 1047. 'Madrid'
4) 1038. 'Valladolid'
5) 1100. 'Gerona'
6) 1109. 'London'
7) 1150. 'Paris'
8) 1150. 'Turin'
9) 1208. 'Osma'
10) 1250. 'Paris'

（終し "The 'Australians' land of the 'FabledAntipodes,' に歸屬するものは中世の地誌には見當らない。(Ibid., p. 570.)) この外に Raisz, General Cartography. 1938. Greek, Rome, The middle age. p. 7—27.: Chapter II The Renaissance of Maps. Rediscovery of Ptolemy. p. 29. sq.) 及び Bunburg, History of ancient geography. Vol. II. (Chapter XXVIII—VIIII. Ptolemy: his geographical system. p 546—644) が擧げられる。

一九五四、九、一八日

『註』

(1) ラヴェンナの教會史家 Agnellus はその著 "Liber pontificalis ecclesia Ravennis," §170 (Monumenta Germaniae, Scriptores rerum Langobardicarum, p. 388). の中でルゥイ（ルドゥイッヒ）敬虔王がその父（カール）の死後、この目方のある銀の表紙を贈つたことを書きとめている。（ルゥイ・アルファンの註）

（2）Cf. "Charlemagne (Charles theGreat), by H. W. Carless Davis, M. A. Map between p. 180 and p. 181. The atlas of ancient and classical geography. p. 4—5. (Everyman's Library)

（3）Annales Bertiniani(ed. Waitz p. 27) は八四二年に非常に正確な表現でこの銀のテーブル（表）についてのべている。集合された三つのサークルは次のような（地球を中心としてその廻りを天體が廻轉する）プトレマイオスのシステムに從つてかたどられている。つまり(一)大地と地球の大氣、(二)月、太陽及び遊星の「天界」、(三)恒星の天界がそれである。カールの死後ルウイ敬虔王はカールのためにそれを保存した。（ルウイ・アルフランの註）

（4）ここであげられた順で Cologne, Mayence, Salzbourg, Reims, Besançon, Lyon, Arles の大司教及び Olréans, Amiens, Bâle, Liége の司教。（ルウイ・アルフランの註）。

（5）夫々 Saint-Martin de Tours, Lorsch, Saint-Riquier, 及び Saint-Germain-des-Prês の修道院長。（同註）

（6）ここに擧げられた者のうちに有名な Walah が最初に認められる。この者は Corbie の修道院長としてルウイ敬虔王のもとで最初の計劃の役目を果した。Meginharius の名の伯は八一七年に Annales royales éd. Kurze, p. 148) の中で、七八五年にシャルマーニュに叛した Hardrad 伯の婿として引證されている。Otulf はおそらくバワリアで重要な職務を占めていた Audulfus 伯と同一人であろう。(Vgl. Abel und Simson, Jahlbücher des fränkischen Reiches unter Karl dem Grossen, Band. II, S. 325) (Euerymanis library.)

Stephanus (Etienne) という名前のバリー伯は九世紀の始めに引證されている。(Monvmenta Germaniae, Capitularia regum Francorum, t. 1. p. 100, 112.) Unroc 伯は良く知られている。彼は Bérenger 帝（九一五年）の祖父に當る。Burchard はおそらく Annales royales (Annales Laurissenses. Migne. T. CIV. p. 468. p. 475.) の八〇七及び八一一年に引證されているこの名前の廐伯(Comes Stabuli)であろう。Meginhardus 伯と Uodo 伯（その名が此處では Edo に變形されている）は同年代記 (Migne, Ibid., p. 475) の中でカールによつてデンマークの王 Hemming に派遣されたフランクの使節のうちに擧げられている。Patavium の伯 Richowin は八一四年に名を擧げられている。(Migne, Ibid., p. 480) Gerold に關しては八一一年から約八三二年に亘り東方のマルクの公であつたよく知られている伯であろう。(Dümmler, Geschichte des ostfränkischen Reiches, 2 ed., Bd. I. S. 35)

最後に Bero のまぎらわしい名で、カールの治世の晩年に實際役職にあつたパルセロナの伯 Bera が隱れているというのは本當らしい。（同註）

尙 Hatto については同名の者がロルシュ文書八五九、九一七、一九八等で伯として又帝進文書の證人としての署名者の中でしばしば見受られ、また Gerolt (Vater oder Bruder der Königin Hildegart (777—784) と並んで Erkanger (nr. 136 (ann. 912)) という名も CL. (Glöckner) 所收の Grafen-List の中にみいだされる。Hildegern の名も CL. nr. 819. 820. に見受られるも Comes の記述を缺く。Rocolf については筆者に不明。CL. nr. 266. 778 等に同名のものあるも同じく Comes の記載を缺く。

（7）この最後の一句は、テクストC (Einhardi Vita Caroli Magni) の中では省略されている。（同註）

（8）Thégan はその "Vie de Louis le Pieux Chap. 8 でまた Nithard はその Histoire des fils de Louis le Pieux (l. 2). の中でシャルマーニュの後繼者が皇帝によつて殘された財寶の分配で全く異つたイデー（考え）を起したとのべていることに注意すべし。（同註）

（9）三二九—三三六頁は且つて綴込みになつていた全紙番號に分かれているが、實際は三三七頁は直接三二八頁に接續せねばならない。（同註）

（10）Joseph Calmette, Charlemagne. p. 274.

（11）Ibid., p. 278.

（12）Ibid., p. 278. カルメットは dîme の傳習の一つの示唆を與えた例として現實との關連性を與えようとしている。

（13）Ibid., p. 40—41.

（14）Ibid., Cap. 16 (p. 49) (Vita.)

（15）Robert Folz, Le Souvenir et la Légende de Charlemagne. p. 135—6.

（16）C. Davis, Ibid., Illustration. "A mediaeval planisphere."

（17）Calmette, Charlemagne, p. 293.

（18）Calmette, ibid., p. 292.

（19）Halphen, Etudes critiques sur l'histoire de Charlemagne. p. 219—238

（20）Calmette, ibid., p.291.

（21）Calmette, ibid., p. 293.